

7月の各種相談

無料

相談内容	相談日時	会場	相談・予約・問
法律(弁護士) <b>要予約</b> (※年度内1人1回)	第1～4金曜日 午後1時30分～4時	※当面の間、電話相談のみ実施。	市民相談室 ☎535-2121 予約受け付け/毎週月～金曜日 午前9時30分～正午、午後1時～4時45分
市政・一般(生活課相談員)	月～金曜日(祝日を除く) 午前9時30分～正午、午後1時～4時45分	市民相談室 (市役所1階生活課隣)	県司法書士会福島支部 ☎529-7331
登記(司法書士)	第1水曜日 午前10時～正午、午後1～3時		県公共福祉登記士地家屋調査士協会東北支所 ☎531-0986
土地家屋調査(土地家屋調査士)	※当面の間中止とさせていただきます。		福島行政監視行政相談センター ☎534-1101
行政(行政相談委員)	第1・3木曜日 午前10時～正午	市民相談室(市役所1階生活課隣)	相談 ☎・ ☎521-8331 問/福島行政監視行政相談センター ☎534-1101
行政(行政相談委員、来所・電話・ファクスで)	第2・4木曜日 午前10時～正午	男女共同参画センター (本町2-6 ウイズもとまち内)	☎526-2270 ☎534-5432
年金・労働(社会保険労務士) <b>要予約</b> ※Zoomでも対応可	水曜日 午後1～5時	県社会保険労務士会 (御山字三本松19-2)	☎526-2270 ☎534-5432
法的トラブルに関する法制度・相談窓口の情報提供(電話・メールで)	月～金曜日:午前9時～午後9時、土曜日:午前9時～午後5時(祝日を除く)		法テラスサポートダイヤル ☎0570-078374
法的トラブルの相談(借金・離婚・相続など) <b>要予約</b> ※収入・資産が一定基準以下の方のみ無料	火・木曜日 午前10時～正午、午後1時30分～3時30分	イズム37ビル4階 (北五老内町7-5)	法テラス福島 ☎0570-078370
交通事故	月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～正午、午後1～4時	県政相談コーナー	☎521-4281
消費生活(生活課消費生活相談員)	月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後4時		☎522-5999
多重債務110番(生活課消費生活相談員)	月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後4時	市消費生活センター (本町2-6 ウイズもとまち内)	☎522-7867
多重債務・消費生活法律相談(司法書士) <b>要予約</b>	8月21日 午後1～4時 ※偶数月開催		
社会福祉士による成年後見制度や権利擁護全般に関する相談(来所・電話・ファクス・メールで)	月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分	市社会福祉協議会 保健福祉センター2階(森合町10-1)	権利擁護センター ☎533-3341 ☎533-8879 Mail kenriyougou@f-shishakyo.or.jp
配偶者などからの暴力・夫婦間の問題など(女性相談員)	月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分	こども家庭課	☎525-3780
育児不安・児童虐待・家庭内での悩みなど	月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～正午、午後1～5時	県労働委員会事務局 (中町8-2 自治会館4階)	☎521-7594
労働困りごと相談窓口	月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後4時30分	福島合同庁舎5階(霞町1-46)	総合労働相談コーナー ☎536-4600 ☎0800-8004611(労働者フリーダイヤル)
労働局総合労働相談コーナー(解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ、セクハラ・マタハラなど労働問題に関する相談)	月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後4時30分	福島労働局雇用環境・均等室内 (霞町1-46 5階)	☎536-4609
職場のマタハラ、セクハラ、パワハラ、性差別、育児・介護休業など	月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分		
障がい者差別相談窓口(電話・ファクス・メールで)	月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時	市社会福祉協議会 ☎533-8890 ☎533-2827 Mail soudan-shien@f-shishakyo.or.jp	みんなの人権110番 ☎0570-003-110 子どもの人権110番 ☎0120-007-110 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
人権なんでも相談	月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分	福島地方務局人権擁護課 (本内字南長割1-3)	定住交流課(市国際交流協会事務局) ☎525-3739 ☎533-5263 Mail teijyu@mail.city.fukushima.fukushima.jp
外国人の生活相談	月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後4時 日本語、英語、フランス語 ※対話型翻訳機で100言語以上に対応可能	外国人生活相談窓口 Support Desk for Foreign Residents(市役所1階)	☎524-1316 ☎521-8308 Mail ask@worldvillage.org
外国人住民のための相談窓口(来所・電話・ファクス・メールで)	火～土曜日 午前9時～午後5時15分 日本語・英語・中国語・韓国語・タイ語・ポルトガル語・タガログ語・ベトナム語・スペイン語・ネパール語・インドネシア語	県国際交流協会 (舟場町2-1 2階)	
外国人住民のための弁護士・行政書士電話相談 <b>要予約</b>	原則 火～土曜日 午前9時～午後5時15分 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語		県国際交流協会 ☎524-1316

震災関連相談については市ホームページをご覧ください。



ありがとうございます

【交通遺児激励金寄付】福島中央ロータリークラブ様 50,000円

**市政テレビ・ラジオ番組** ※各放送局の事情により、時間は変更になる場合があります。

市政テレビ番組			市政ラジオ番組		
TUF	7月2日(土)	午前9時25分～	ラジオ福島(145.8kHz)(90.8MHz)	土曜日 第1日曜日	午前8時55分～9時
KFB	7月2日(土)	午前11時40分～	ふくしまFM(81.8MHz)	金曜日	午前10時40～45分
FCT	7月2日(土)	午前11時55分～	FMポコ(76.2MHz)	月～金曜日	午前8時35～55分の間に1分間
FTV	7月3日(日)	午後1時55分～	NHK第一(132.3kHz)		午前7時48～53分 午後5時30～35分(再)
			随時放送		

※テレビ番組は翌月から1年間、市ホームページでもご覧いただけます。 (福島市 市政テレビ) **検索**

(申込者多数の場合抽選)  
申7月15日に福島市オンライン申請か、障がい福祉課に備え付けの申請書に必要事項を記入の上、持参で入の、持参で障がい福祉課 ☎525-3748



後期高齢者医療制度加入の皆さんへ

令和4年度の保険料額決定通知書および納入通知書は8月初旬にお送りします。

〈令和4年度の保険料計算方法〉  
保険料は被保険者さま全員が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となり、個人ごとに計算されます。

保険料(年額)	均等割額(被保険者全員が均等に負担)	所得割額(所得に応じて負担)
均等割額と所得割額の合計 ※最高限度額66万円100円未満切捨て	44,300円 ※世帯の所得に応じて軽減措置があります。	(総所得金額等-43万円)×所得割率8.48%

年度途中で資格取得した場合はその月分から、年度途中で資格喪失した場合は、その月の前月分まで(喪失日が月末の場合はその月まで)の保険料を負担いただけます。

〈令和4年度の均等割額軽減措置について〉  
同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額が基準額以下の場合、均等割額は軽減されます。詳しくは、保険料額決定通知書をご覧ください。  
問国保年金課 ☎525-3724

納付が困難なときは免除・猶予制度をご利用ください  
内収入の減少や失業などにより国民年金保険料を納めることが難しいときは、免除・納付猶予制度をご利用いただけます。老齢年金や障害年金、遺族年金などの年金を受給するには一定の納付期間が必要で、免除や納付猶予により将来の年金受給権を確保できません。  
※新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難になった場合は臨時特例免除の申請があります。  
対本人・配偶者・世帯主(免除のみ)の前年所得が、定められた基準以下の方※失業した方などは特例があります。

納付が困難なときは免除・猶予制度をご利用ください

申年金手帳(基礎年金番号通知書、本人確認書類、失業などによる特例の場合は雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票などを所持の上、国保年金課または各支所・出張所窓口で※代理の方が申請する場合は委任状を持参。  
問国保年金課 ☎525-3738  
東北福島年金事務所 ☎535-0141(音声案内)  
高齡受給者証を更新します  
内国民健康保険の高齡受給者証は毎年更新されます。  
新しい高齡受給者証(えび茶色)の発送/7月21日(木)  
今までの高齡受給者証(薄紫色)は8月以降使用できません。細かく裁断するなど、個人情報

**福祉**

市高齡者無料入浴サービス事業 **無料**  
毎月15日午後3～11時(月曜定休、日曜日のみ午前10時～正午も営業) 場つるの湯(北町4番18号) 内高齡者の健康保持および介護予防のため無料入浴を実施 対70歳以上

**税**

固定資産税・都市計画税第2期国民健康保険税第1期納期限は8月1日(月)  
内市税等の納付には口座振替がお勧めです。スマートフォン決済アプリもご利用できます。  
※詳しくはお問い合わせください。  
問納税課 ☎525-3717

が読み取れないようにしてご自身で廃棄してください。  
問国保年金課 ☎525-3735

**市民後見人養成講座基礎研修**  
時8月20日(土)令和5年1月  
場市民会館 内判断能力が低下した方を身近な立場で寄り添いながら支援する市民後見人の養成講座です。受講される方は原則7月9日(土)開催のオリエンテーションへご参加ください。  
定30人(先着順) 申7月6日(水)午後5時までに福島市オンライン申請か電話、または①氏名②住所③電話番号を明記の上ファクスで  
問市権利擁護センター ☎533-3341 ☎533-8879

**災害に備えストーマ用装具を保管できます**  
内オストメイトの方が、地震などの災害時に備え、ストーマ用装具を市保健福祉センターに設置したロッカーへ保管できます。  
保管期間/令和4年8月1日～令和6年7月31日の2年間  
※詳しくは、市ホームページをご覧ください。  
対市内に住所を有する、身体障害者手帳の交付を受けたストーマ用装具を利用している方  
定尿路系ストーマ用装具20カ所、消化器系ストーマ用装具30カ所